

記者発表（発表・資料配布）				
月／日（曜日）	課室名	電 話	発表者（担当者）	その他配布先
3月20日（日）	教育企画課 防災・情報教育係	(078)362-3779 (内線 5746)	課長 中安史明 (係長 西村直己)	

「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア（研修資料）」の作成について

このことについて以下の通りお知らせします。

1 趣 旨

教育復興担当教員及び阪神・淡路大震災に係る心のケア担当教員等の成果やノウハウを継承し、今後の災害に備える心のケアの取組を推進することを目的として、阪神・淡路大震災復興基金を活用して作成した。この冊子を活用して、心のケアに係る全ての教員を対象とした研修を実施し、兵庫の防災教育の更なる推進を図る。

2 内 容

- 災害発生時における子どもの心のケア体制づくり、危機発生時における健康観察に対するの理解を深めるため、教職員の経験に基づく18の事例と、それに対する有識者の指摘するポイントから構成。「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア（指導資料）」（兵庫県教育委員会平成8年3月）を参考に事例を充実。
- 事例については、平成7年の阪神・淡路大震災後の取組を中心に、平成16年10月に但馬を襲った台風23号、平成21年8月に起こった佐用町の水害等に際しての取組について記載。

3 作成部数 8500部

（地区別防災教育研修会で小・中・高等学校及び特別支援学校へ配布）

4 本冊子を活用した研修計画

平成23年度から平成25年度の間、毎年度2回、各学校の代表教員に対し心のケアに係る研修を実施する。各学校では、その研修を踏まえ、全ての教職員に研修を行い、小・中・高等学校及び特別支援学校の全ての教職員が心のケアに係る兵庫県の取組を引き継げるようにする。

地区別防災教育研修会（年2回）

- ・全公立小・中・高等学校の防災教育担当者や養護教諭対象
- ・県内10会場
- ・毎年度内容を変えながら実施

地区別防災教育研修会の内容を踏まえ、各校において全ての教職員を対象に研修を行う。

5 掲載WEBページ

兵庫県教育委員会教育企画課

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~somu-bo/index.html>

事例1
震災直後、教室にいても、怖くなった小学4年生

学年等：小学校4年生男子
時期：直後～1か月

平成7年の阪神・淡路大震災の際、本児童の住んでいた家は全壊し、児童は家具の下敷きになった。児童は震災直後から近くの親戚の家で暮らしていた。担任が訪問した際、母親から「壊れていない親戚の家に居ても、恐怖心はぬぐえていない。余震のたびに部屋の隅にうずくまり、最近では現実には見えないものが現れると言うようになった」と聞いた。しかし、震災直後、安否確認に奔走しているときは、心のケアにまで気も手も回らなかった。

学校は数日後に再開された。しかし、学校は未だ避難所として使われており、崩壊のため使用できなかったりする場所もあった。このため、近くの幼稚園などのいくつかの施設を借りて授業を行っていた。

児童は、もともと不登校傾向にあり、担任が迎えに行くことで何とか登校することができていた。しかし、教室にいて余震があると、突然、悲鳴をあげ、壁や天井にひびが入っていると叫び出し、授業が中断されることも度々あった。また、相談室や理科室など、少し狭い部屋や暗い部屋ではとても怖がる様子もあった。恐怖心が強いときは肩を抱きかかえるようにして根気強く話を聞くと、落ち着く様子が見られた。また、担任が児童に何が怖いのかじっくり話を聞き、学校は安全で住も壊れることはないことを伝える等安心感を与える努力をした。

母親は周りの人とコミュニケーションもとらず、孤立しているようであった。また、児童がパニックを起こしていても、自ら学校に連絡してくることはなかったが、パニックが起きているときには児童に目を向けていた。医療機関やカウンセラー等と関わることを受け入れない保護者であったが、専門機関につなげばよかったと考えている。中学校へ進学した際は本人の行動と家庭の状況を説明し、注意深く見てもらうよう連絡した。

被災直後に行動の変容が現れた子どもの心の傷を癒すため、教職員としてどのような支援が考えられるか。

事例のポイント

① 行動に変容が現れた子どもについては、日常の学校生活で安心感を与えるよう努める。災害等に遭遇し、強い恐怖や衝撃を受けた場合、行動に変容が現れることが多い。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、時間の経過とともに心の傷が薄らいでいく。したがって、災害後の早期には安全な場所を確保し、十分に話を聴くなどして安心感を与えることが重要である。また、事例2にあるように自らの気持ちを上手に表現できない低学年の小学生等に対しては、遊びを通して話しやすい雰囲気をつくることも考えられる。本事例をはじめ、兵庫県においては、被災した児童の心の健康について、日常的に接する教職員の観察と指導を通じて役割を果たしてきた。

② 行動の変容が深刻であったり、長引いたりする場合は、担任が抱え込まない。状態が深刻であったり、行動の変容が1ヵ月以上続いている場合は、養護教諭を含めた校内の教育相談体制の中で今後の対応について検討する。本事例の当時はスクールカウンセラーの配置も進んでいなかったが、現在ならスクールカウンセラーと相談し、スクールカウンセラーと教師での対応とするのか、医療機関を含めた対応とするのか検討することが考えられる。

行動に変容が現れた子どもが所属する学級では授業に支障が出ることも考えられる。担任が対応をしている間、その学級をサポートできる体制を整えるとともに、普段から自然なかかわりのできる大人を増やしておくことも重要である。

【事例のイメージ】